

第 2 2 回 協力隊運営委員会議事録

(昭和54年 11月)

青年海外協力隊事務局



第 2 2 回 協力隊運営委員会

議 事 要 録

1. 日 時 昭和54年11月8日 (木) 午後6時30分
2. 場 所 ホテル 霞友会館 「蘭の間」
3. 出 席 者
委 員： 衛藤濬吉委員、加藤孝光委員、末次一郎委員、
内藤幸彦委員 (五十音順)
事業団： 法眼総裁、荒勝副総裁、橋理事、黒河内事務局長、
松崎次長兼管理課長、粕谷広尾訓練所長、
大畑駒ヶ根訓練所長、高橋国内課長
4. 議 題 青年海外協力隊の派遣前訓練について(派遣前訓練及び技術補完研修の方向について)——第21回の継続
- 資 料 1. 協力隊の教育・訓練のあり方について(第21回提出資料)

国際協力事業団	
受入 月日 '84.9.13	000
登録No. 14992	36
	JV

JICA LIBRARY



1018757[3]

(議 事 要 録)

——— 議事に入るに先立ち黒河内事務局長から今回の訓練についての論議に関連して、席上配布した訓練所のケース・スタディ用のテキスト「事例研究テキスト・合冊改訂増補版 No.1」を紹介しつつ説明。

(事務局長) 国別、業種別のケース・スタディを作つていきたいと考える。従つてお配りしたテキストは経過的なものと理解して頂きたい。ここに収録するケース・スタディは随時選り出して小グループで討議することとしている。

もう一つお話しておきたいのは、ユネスコ連盟のボランティアの派遣前訓練に関してで、かつて53年度1次隊後期組に2名のユネスコ・ボランティアの訓練を一しよに実施した経験があり、帰国後の感想、意見がよかつた趣でそれを基に今度もバングラデシュへの派遣者を駒ヶ根での語学訓練を含めて協力隊の訓練に入れてほしいとの要望があつた。ボランティアの目標は同じでありお互い切磋琢磨が必要である。要望を受けて実施の方向で検討中である。

(内藤委員) かつて訓練に参加されたユネスコ・ボランティアについていろいろな面で評価はどうだつたか。

(事務局長) 53年度の例は広尾・代々木両訓練所時代で広尾訓練にのみ参加された。その経験からいえば訓練生に与えた影響

はよかつた。

(末次委員) 基本的にはよいと考えるがユネスコ連盟のボランティアならば衛藤委員とよくつめてすすめる要がある。ボランティアだから目標は同じだというが協力隊とは異なる面が少なからずある。

駒ヶ根が果たしてユネスコVにとって適切かと思うこともある。

————— 本件実施する方向で相談をつめることとし、続いてインドシナ難民問題に話題を転じ、定住希望の難民対策に関しては「財団」ができて対応しているが、カンボディアからの難民がタイ領内にふえている現状と協力隊派遣を含むそれへの対応に関し、事務局長から発言、本来の議題ではないが意見交換の形で進行。

(事務局長) カンボディア難民に同情を覚えるが、さて協力隊の派遣をとなると、いかなる業種が必要か。国連の動きもあり、日本からの調査団派遣も考えられているとすれば、協力隊からも参加して現地を見聞し検討を始めなければならない。

ちなみにOB会も救援の動きがあり、カンボディアOBは16名だがラオスOBは250名に及び窮状に同情してなんとか考えようとの動きもある。しかし協力隊の派遣は技術技能をもつ青年の協力活動であつて急場の派遣となかなかみ合わない点が少なからずある。

(末次委員) 外務省は国のカネを使つて人の協力をやるという。政府として何とか対応しようというが政府ベースでなければ困るという思惑あり、もつと大らかになつてもらいたい。隊員にせよOBにせよJ O O Vという名の下に難民対策をやるうとしてもタイ側がそれを望んでいないのではないか。よつてU N V (国連ボランティア) が最も適當ではないか。U N H O R も活動しており、政府が自分で何とかやりたいということではなしに面子でなく素直な気持でやつてほしい。前向きに検討するのは結構なことなのだから。

(法眼総裁) 食料とか医薬品をという声が高い。協力隊を出す議論についていえば、ボランティアを標ぼうする協力隊が外からいわれないとやらない、動かないということでは困る。タイへの派遣についても協定交渉をすすめてゆくことだ。急ぐことが必要だ。

(事務局長) 外務省内には日本政府として実績をもちたいという気持も潜んでいるかもしれぬ。タイとの協定についてももつぱら難民のために活動するというのは問題でタイの人々に対しても益する方向と態度でなければならず、現地で見聞して帰国しているOBの話も同じであつた。そうならば当面はU N V のワケ組みの中で活動するのが一番よい。外務省がなお実績をというのであれば、通常U N V は現地での経費はU N V 持ちであるのを日本側が現地コストを負担するという事は協議によつて可能だろう。

(法眼総裁) 議論の問題ではない。すぐ明日にでもできることをやるべきだ。

(内藤委員) O B も難民問題で何回となく集まっております大勢ではないが何とかしたいやりたいという声があり募金も始めている。

————— 難民問題についてはさらに各委員及び事務局長が、O B ないし O B 会の動き、日本への受入れ問題等々それぞれの周辺や経験について述べ一区切りをつけた。〔注一本委員会後、緒方貞子氏を団長とするカンボディア難民問題にかかる現地調査団の派遣が決まりその一員として黒河内事務局長が、斉藤 誠ラオス O B とともに 11 月 18 日から 27 日までタイ国に出張した〕

————— 引続き前回第 21 回の運営委員会で末次委員から提案のあつた「特別研究委員会」について同委員より報告あり。

(末次委員) とりあえず報告する。第 1 回の会合は 10 月 26 日に O B 代表として内藤幸彦氏、民間から Y M O A の塩月賢太郎氏と三人でフリートーク形式でまずニーズの展望と、それへの青年の対応はいかがかという考察から始めた。将来展望、可能性の追求という考えで、将来展望を意図しながら現状の分析点検をしてみようと思う。従つて青年団体とも会い応募との関わりをみるし、育てる会には現地の状況にくわしい方もおられるので話をききたい、懇談もする、

事務局業務についてもスタッフに入ってもらい月2回の割合でかような討論を重ねて3月末にはレポートを出せるようにしたい。事務局の中での検討、さらに外務省も将来展望を提議されている由聞いており、これらの論議と相互乗り入れることが望ましい。

これまでの論議で協力隊に対するニーズは大きく、どこまで応ずるか又応じ得るか、応募者の開発と質の問題があることを感じている。

(法眼総裁) なぜ応募者がふえないかをぜひ論議してほしい。

事務局の仕事のすすめ方や事務能率についてもやつてほしい。

精神論ばかりではいけない。

——— 以上をもつて意見交換、報告事項をおえ本題の「訓練のあり方」に入る。黒河内事務局長が前回の論議を要約してさらに訓練に当たつての課題を次の通り陳述。

(事務局長) 訓練に当たつて気付いたこと改善したことをお話ししたい。

まず①訓練生の表現能力を向上させたい。コミュニケーションの場、発表の機会をふやし、質問を奨励してゆきたい。

②訓練のスタッフ、語学の先生たちと訓練生との関わりを強く深くしたい。語学講師とは私自身も努力をして訓練

について話し合い認識をもつように仕向けているが、単に語学だけではなく、もつと広いワケ組みで訓練中のほかのカリキュラムにも参加するように考えている。

③地域とのかかわりも一層緊密にする。地域社会の受けとり方、見る目について注意を払い、所外活動はいうまでもないが、好奇心で見られているのでなく深いかかわりをもつように配慮したい。

④訓練における自律と他律について一層考えたい。規則を守ることは大事だがそれよりも規律を求め、自ら律してゆく気風をつくりたい。語学の訓練は達成目標が個別化して設定される。自分で目標を設定してやりとげることが肝腎で語学講師にも協力してもらおう。

(法眼総裁) discipline について事務局長がふれたが、弛緩するようではいけない。かつて語学の女性の先生の事件があつた。酒をのみ自己抑制がきかない。マラリアが引き金で死亡する事件もあつた。訓練の中に節制について及び健康管理について充分入れないといけない。自己防衛の必要を判らせる。苦い教訓を忘れさせないことが必要だ。

(内藤委員) 特に若い人に規律が欠けている。そうかといつて他から枠をはめようとしてもきかない。訓練所で適切な方法を見出すことが必要ではないか。

肉体的な苦しさを通して、自己を強めてゆくこと、或いは、若い者に一番欠けて弱い点を強化補充してゆくことを

訓練の中の日常生活のリズムに組入れることが考えられてほしい。

(末次委員) ① 2次隊の候補生がつくつた文集「ちよつと一服」を読んでがく然とした。2次隊の全員が書いているのではないが執筆した者の中で訓練所のスタッフに感謝を表しているのはここでは2名にすぎず、あとはいわばうらみごとであつて訓練する側と訓練される側という対立意識が濃い。スタッフと候補生との関係がわるいことの現われである。訓練は規則でやらせるものでない。事務ではない。指導する立場にある人はこの文集の内容に責任を負つてしかるべきである。

② 訓練期間中4カ月酒をのませないとはどういうものか。日曜休日は外出して酒をのむ機会があると聞くが、ある知人から酒ののみつぶりが悪いとの風評を聞いた。酒にはのみ方があるのであつて、飲み方を教えることは訓練にしたしむ一つの方法ではないか。候補生が駒ヶ根の町の中でうさ晴らしに酒をのむのでは困りものである。普段の抑制から解放されて酒をのんでさわぐとか市民からとやかくいわれて評判になるようではよろしくない。

自己訓練の一つとして、酒を目の前にして飲む飲まないの判断決定を自分でするということも考えてよいであろう。

(加藤委員) 牧場にくる実習生を観察してみると、気魄が入ってくるのは、酒に手をふれず、その後も含め2年間飲まなかつた

が、上に立つ仕事をするようになつたら酒に手が出るようになつたケースも少なくない。何か参考にならぬだろうか。

協力隊に応募してくる青年は、そもそもボランティア性をもつているとはいえない。今日までの日常生活や環境、学校教育に問題があるだろう。私のもとにも酪農の実習生がいて、協力隊の試験を受けたいという者がいる。相談を受ければボランティア性の大切さを説明する。

外見上はなやかな協力隊の生活と実習生の現実とのギャップに悩む者もある。協力隊としては隊員の量・数と質とのかね合いがあると思うが、これらの経験から目的をはつきりもつた青年をとるように美名にあこがれる者は入れないように、そして共通の気持、意識をもたせるように考えてほしい。

(粕谷参事) 目的意識をもつた集団であれば、一定の制約あつても動揺することはないし自制することもできる。

(末次委員) 要は、訓練所のスタッフが候補生の中に一人のボランティアとしてとけこむことである。人間的なかみ合いが不足している。

(事務局長) 本議題の冒頭で訓練における自律と他律、disciplineについて課題を述べたが、その中に酒の飲み方の指導まで含めて考えてはいない。

(大畑所長) 訓練所は訓練の実施、玉を磨くいわば神聖な場所であつて施設内ではアルコールは断つという方針を立てており、この委員会でもご報告した経緯がある。

しかし駒ヶ根の町の中で休日に飲む機会があり本心が出ることは否定できないが、そこまでスタッフが入るわけにはゆかない、翌日の課業に差しつかえることがないよう指導している。

(末次委員) 青年の家でさえ酒を飲ませるべしという意見があり、4カ月という長い期間を考えれば飲み方を教える方が大事だと考える。

(橘 理事) 趣旨は理解できるが、いざ酒の飲み方を教えることとなるとその方法、実行はきわめて難しい。

(末次委員) 自己抑制の必要をわからせることであつて自発性を大切にせねばならない。

(粕谷参事) 飲み方を教えることを、かりによしとして実際にどうするかが問題である。訓練中の候補生は100名いる。全員に飲ませるか、点呼をどうするか等具体的なお考えを聞きたい。

(末次委員) スタッフも一緒にのまなくては話にならない。飲まないで教えるといつても無理である。全員にのませる必要もな

い。酒くせの悪い者は少数であろう。かれらに限って教える。

(加藤委員) 心のつながりができるならば、たとえ軽く飲んでも教訓を引き出せるであろう。また酒ぎらいとか酒で乱れる人に嫌悪感をもつ者がいるであろうが、点呼はすべきである。それがその場でなくてもどこかで生きることが必ずある。

(末次委員) 何ごとにつけてもルールではなくて、候補生に問いかけながら討議をさせるという自律性を育てることに基本をおくべし。「これは規則だから」は禁句である。

青年の家では10時消灯、6時起床となつているが、終夜点灯の部屋があつて談論風発その効果は多大だ。一律消灯は全くよくない。

(内藤委員) 自分の経験でも訓練中11時半ごろまで勉強した経験があり、語学試験のときはおそい人は12時半ごろまで起きていた。訓練所のスタッフについては適材の配置が本委員会でも強調されたが、「適材」とは具体的になにかを考えて頂きたい。かつ同じ人が何年もの間訓練所に勤務することも考えものだが、交替、入れかえに当たっては特に気を遣うようお願いする。訓練担当には向き不向きがあると思うがOB職員が必ずしも適材とはいえない。

(末次委員) 同感である。初心に立ちかえつたOBでなければなるま

い。訓練所の内部でもスタッフ同士が談論風発でなければいけない。

(大畑所長) ご指摘の通りで、これまで現在も訓練所の中での職員同士の討論はきわめて活発で大いにやっている。

(内藤委員) 文集「一服」が出てそれで縮んでは困る。スタッフがボランティアの気持をうかがうようでは困る。気持のつながりを大切に持つてほしい。

(粕谷参事) 「一服」については気楽に対応してほしい。書かれていることで動かされる要はないと考える。スタッフが候補生にガンとぶつかって意見をドンドン述べ合う方がよい。

(高橋課長) 現代の若い人たちは多様であつてかれらとかかわり合う訓練所、事務局のスタッフがある一定方向にまとめようとすることは不要であろう。かような若者でも屈折はあろうが反省の気持はもっている。スタッフは自信をもつてあたるのが大切である。

(末次委員) 訓練所長が独断でことを決めるケースはどの程度か。局長と相談して決めねばならないことはどうか。所長の権限をききたい。候補生の処分はどうか。

(大畑所長) 退所処分のように候補生の身分にとって重大な事項は事

務局長の決裁を仰ぐ。それら以外の日常の事柄、例えば食事当番に当てるのは所長が決する。所内の諸問題を掌握するには所長の権限とすることが理想であろう。

(末次委員) いちいち東京にうかがいを立てねばならぬようではないのであつて、訓練所長の裁量の巾を大きくすることに努めてほしい。さもないと若者は心をとざすことになるであろう。

(加藤委員) 食事当番に当てるというのは処罰か。食当はサービスの一つであつてそれらを罰とすることは望ましくない。むしろ便所掃除を当てるとかよい対処を考察して頂きたい。

——— 以上で訓練の論議を一応終了することとし、次回は隊員の募集・選考について討議をすることを予定して閉会 ———

